第11章

ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車等に対する内外差別的な 税制恩典措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011 年 9 月に国内産業を保護するとの観点から、国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税 (IPI) を現在の税率に加えて30%追加することを発表し、同年12 月から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車については、追加の工業製品税が免除されることとされており、免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①メルコスール域内の現地調達比率が 65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施しているこ
- ③総売上(企業全体の税引後粗収入)の0.5%以上を研究開発(R&D)に投資していること

本制度は 2012 年 12 月までの暫定措置とされていたところ、2012 年 10 月、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策(イノバール・アウト)を発表した。新しい制度は、2013 年より 2017年までの 5 年間、自動車に対する IPI の 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、一定の条件の下で IPI を最大 30%減税可能とする

ものである。イノバール・アウトに参加するため には、①2017年までに所定の燃費基準の達成 (2017年新車燃費を 2012年比 12%低減)・車両ラ ベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開 発・イノベーション・エンジニアリング等への投 資、③組み立て、プレスなど国内での一定の自動 車生産工程の実施(上記②の「11の自動車生産工 程のうち6工程以上 | から「2013年までに12工程 中8工程、2017年までには10工程」に変更)等の 条件を満たすことにより、「認可企業」となる必要 がある。そして、認可企業には、国産部品・工具 の購入その他の国内での支出額に対応して、IPI 減税に利用できる IPI クレジットが付与されるこ ととなった(ただし、参加条件や優遇措置の詳細 は企業の活動状況(①ブラジル国内の製造企業、 ②輸入販売企業、③投資計画を有する企業) によ り異なる)。また、認可企業によるメルコスール 及びメキシコからの自動車輸入には、自動的に 30%の IPI 減税が認められる。

更に、ブラジルは、自動車のみならず情報通信 その他の分野においても、基礎製造工程 (PPB) と呼ばれる生産工程 (一定の部品の製造及び最終製品の組立て)を国内で実施することなどを要件として、産品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入しており、輸入品と国産品の間に実効税率の相違が生じている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジル及び一部の国の産品のみに間接税の大幅減免を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産

部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。更に、イノバール・アウトの下ではメルコスール及びメキシコ産の自動車のみに自動減税が認められることから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT 第1条(最恵国待遇義務)、第3条(内国民待遇義務)及び貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs)第2条、補助金協定第3.1(b)に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

この新政策に対し、我が国は、2012年5月及び 11 月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に 対し WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。2012 年11月の第6回日伯貿易投資促進合同委員会、こ れに産業協力をテーマに加えて設置された日伯貿 易投資促進・産業協力合同委員会の 2013 年 10 月 の第1回委員会、2014年9月の第2回委員会にお いては、経済産業審議官より懸念を表明するとと もに情報提供などの協力を要請。また、2012年11 月以降、WTO 物品理事会及び TRIMS 委員会におい て、米EU豪とともに繰り返し懸念を表明してきた。 しかしながら、本政策に改善の動きが見られず、 加えて、通信ネットワーク機器、化学(肥料)など 幅広い分野に対してローカルコンテント要求に関 連づけた優遇税制措置を拡大する動きが見られた ことから、2014 年 1 月、EU がブラジルに対して WTO 協議要請を行い、同年 10 月、パネル設置を要 請(自動車政策のみならず、情報通信技術分野へ の優遇税制措置や輸出企業への優遇税制措置につ いてもパネル審理の対象)、同年12月にパネルが 設置された(我が国は第三国参加)。2015年7月、 我が国もブラジルに対して WTO 協議要請を行い、 同年9月、パネル設置を要請し、同月、パネルが 設置された(先行する EU のパネル審理と我が国の パネル審理の手続は統合された。)。

我が国としては、EU と共同し、パネル手続の中で本件が WTO 協定に従って適切に処理されるよう

対応すると共に、引き続きブラジルの本措置への 対応を注視しつつ必要な対応をしていく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

有償の技術ライセンス契約は、ブラジルの特許 庁にあたる国立工業所有権院 (INPI) による契約審 査を経た上で、INPI に登録することが必要である。 特許・ノウハウ提供契約に基づくロイヤリティの 契約期間は INPI の裁量により通常 5 年までしか認 められない。ライセンシーの同意が得られれば契 約期間の延長が認められる可能性もあるが、延長 されたとしても最大 10 年までしか認められない。

<国際ルール上の問題点>

ロイヤリティの海外送金を受けるために特許・ ノウハウ等のライセンス契約等を登録する必要の ある企業の多くは外国企業である。したがって、 主に外国企業に対してこのような登録制度を設け ていること、さらにロイヤリティ料率や秘密保持 期間について INPI から指示が行われることから、 事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課 されている可能性がある。かかる制度を要求する 合理性の有無、現実の運用における不利益の内 容・程度の精査が必要であるが、不合理又は運用 上過度な規制となっていれば、TRIPS 協定第3条 1 項の内国民待遇義務に整合していない可能性が ある。

<最近の動き>

2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2012年11月の第6回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要請している。この間、10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIに契約を登録できることが確認

¹ 2015 年 12 月 1 日、INPI は決議 (156 号) を公表し、技術支援契約 (SAT) のうち、一部の種類の契約については、登録を不要とした。

された。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会として開催することとし、2013年10月の第1回委員会では、海外技術移転契約の期限を撤廃すること及び操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また、移転価格税制について、各製品の税率算定基準の明確化等の要請を行い、各課題について専門的な議論の場を設けることが決定され、その後2014年9月の第2回委員会におい

ても改善要請が行われている。

また、2016年2月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の中間会合においても、日本側より海外技術移転契約に対する現状の制度運用に対する改善要請がなされ、両国間で引き続き協議していくこととなった。

今後とも、このような二国間協議等を通じて改善を働き掛けていくことが重要である。